

生命保険料・地震保険料控除計算表

区分	所得税	住民税（市・県民税）			
生命保険料控除	以下、一般生命保険料をA、個人年金保険料をB、介護医療保険料をCとする。				
	旧契約	支払保険料(A・B)	控除額	支払保険料(A・B)	控除額
		～25,000円	支払った保険料の全額	～15,000円	支払った保険料の全額
		25,001円～50,000円	支払額×0.5+12,500円	15,001円～40,000円	支払額×0.5+7,500円
		50,001円～100,000円	支払額×0.25+25,000円	40,001円～70,000円	支払額×0.25+17,500円
		100,001円～	50,000円	70,001円～	35,000円
		A・Bの両方がある場合、控除限度額は100,000円		A・Bの両方がある場合、控除限度額は70,000円	
	新契約	支払保険料(A・B・C)	控除額	支払保険料(A・B・C)	控除額
		～20,000円	支払った保険料の全額	～12,000円	支払った保険料の全額
		20,001円～40,000円	支払額×0.5+10,000円	12,001円～32,000円	支払額×0.5+6,000円
	40,001円～80,000円	支払額×0.25+20,000円	32,001円～56,000円	支払額×0.25+14,000円	
	80,001円～	40,000円	56,001円～	28,000円	
	A～Cが複数ある場合、控除限度額は120,000円		A～Cが複数ある場合、控除限度額は70,000円		
	A・Bについて新旧契約が両方ある場合、それぞれの計算により算出した各契約の金額の合計が控除額となる。				
	A～Cの各契約の控除限度額40,000円(旧契約のみ適用する場合は50,000円)、全体の控除限度額120,000円		A～Cの各契約の控除限度額28,000円(旧契約のみ適用する場合は35,000円)、全体の控除限度額70,000円		
地震保険料控除	以下、地震保険料をD、旧長期損害保険料をEとする。				
	D	支払保険料	控除額	支払保険料	控除額
		～50,000円	支払った保険料の全額	～50,000円	支払額×0.5
		50,001円～	50,000円	50,001円～	25,000円
	E	支払保険料	控除額	支払保険料	控除額
		～10,000円	支払った保険料の全額	～5,000円	支払った保険料の全額
		10,001円～20,000円	支払額×0.5+5,000円	5,001円～15,000円	支払額×0.5+2,500円
	20,001円～	15,000円	15,001円～	10,000円	
	1つの契約でD・Eの両方に該当する場合、どちらか有利な方で計算する。また、DとEが両方ある場合は、それぞれの計算により算出した各契約の金額の合計が控除額となる(控除限度額:所得税50,000円、住民税25,000円)。				